

国民健康保険組合規約例

〇〇国民健康保険組合規約例

第一章 総則

(目的)

第一条 この組合は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 この組合は、〇〇国民健康保険組合と称する。

(事務所所在地)

第三条 組合は、主たる事務所を〇〇都道府県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(地区)

第四条 組合は、〇〇市、〇〇町及び〇〇村（〇〇県の区域内の市町村）の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第五条 組合の公告は、機関紙又は組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、〇〇新聞に掲載して行う。

第二章 組合員

(組合員の範囲)

第六条 組合員は、〇〇の事業（業務）に従事する者（〇〇者）で第四条の地区内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による被保険者は、組合員としない。

(加入の申込)

第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入の申込をした者は、理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第一項の申込をした日から三十日以内になければならない。

(変更の届出)

第七条の二 第七条第一項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出)

第七条の三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第五十条第二号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第八条 組合員は、組合を脱退するには、一箇月以上の予告期間を設け（あらかじめ通知し）なければならない。

(除名)

第九条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後六箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。

二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込に当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第三章 保険給付

(一部負担金)

第十条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金

として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 十分の三（十分の〇）

二 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 十分の二（十分の〇）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 十分の二（十分の〇）

四 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合 十分の三（十分の〇）

（組合の委託する審査支払機関）

第十条の二 この組合が法第四十五条第五項の規定により審査及び支払に関する事務を委託する審査支払機関は、次のとおりとする。

社会保険診療報酬支払基金

（出産育児一時金）

第十一条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として四十八万八千円（〇円）を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。

二 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第二項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第十二条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として〇円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭の給付）

第一条 組合は、被保険者の死亡に関しては、次の各号に掲げる葬祭の給付を行う。

一 葬祭具の支給

二 火葬（埋葬）

三 前各号に掲げるもののほか、葬儀の執行に必要なものの支給

2 前項の規定にかかわらず、葬祭の給付は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第十三条 削除

（傷病手当金）

第十四条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第三十七条第一項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第三十三条ノ十六第一項に規定する給付の支給を受けることのできる者を除く。）が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、若しくは特別介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第〇日から事業又は業務に服することができない期間（同一疾病又は負傷及びこれ

により発した疾病に関しては、○箇月を超える場合には○箇月とする。）、傷病手当金として一日につき○円を支給する。

第四章 保健事業

(保健事業)

第十五条 組合は、法第七十二条の五に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- 一 健康教育
- 二 健康相談
- 三 健康診査
- 四 何々

五 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

2 組合は、被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行う。

- 一 療養のために必要な用具の貸付け
- 二 診療所（病院）の設置
- 三 何々

四 その他被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

3 組合は、被保険者等の療養のための費用に係る資金の貸付けのため必要な事業を行う。

第十六条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

(死亡見舞金)

第 条 組合は、組合員が死亡したときは当該組合員の世帯に属する被保険者である遺族に対し、組合員の世帯に属する被保険者が死亡したときは当該組合員に対し、それぞれ死亡見舞金として○円を支給する。

2 前項に掲げる遺族の範囲は、組合員の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫及び祖父母

3 第一項に掲げる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

4 死亡見舞金を受ける権利を有する者が二人以上ある場合の死亡見舞金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

第十七条 被保険者等でない者に第十五条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第五章 保険料

(保険料の賦課額)

第十八条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- 一 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用並びに第五号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第五十条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 ○円

二 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 ○円

三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額 ○円

四 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員または組合員の世帯に属する被保険者のうち十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である組合員または組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額 ○円

五 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算定した後期高齢者賦課額 ○円

第 条 組合員は、保険料として、第一号から第三号までのいずれかの額と第四号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 事業主である組合員（高齢者医療確保法第五十条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イからニまでに掲げる額の合算額とし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「十八歳未満の者」という。）である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）〇円

ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）〇円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）〇円

ニ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるために算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）〇円

二 従業者である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イからニまでに掲げる額の合算額とし、十八歳未満の者である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 〇円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 〇円

ハ 介護納付金賦課額 〇円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 〇円

三 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として〇円とする。

四 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。ただし、介護納付金賦課被保険者である場合には、一人につき、イからニまでに掲げる額の合算額とし、十八歳未満の者である場合には、一人につき、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 〇円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 〇円

ハ 介護納付金賦課額 〇円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 〇円

（保険料の変更）

第 二 条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもつて算定した第 二 条の額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第 二 条の額とする。

（賦課期日）

第十九条 保険料の賦課期日は、毎月一日（四月一日）とする。

（納期）

第二十条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

第 一 条 保険料の納期は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

- 第二期 七月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 一月一日から同月三十一日まで

(納額通知)

第二十一条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第二十二条 保険料の督促手数料は、督促状一通について十円（〇円）とする。

(延滞金)

第二十三条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）（〇パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

(保険料の納付期限の延長)

第二十四条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、〇箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第二十五条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(二〇〇)

第六章 組合会

(組合会議員の定数)

第二十六条 組合会議員の定数は、〇人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第二十七条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第二十八条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して三年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第二十九条 組合会は、法第二十七条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用

二〇〇

(組合会の種類)

第三十条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第三十一条 通常組合会は、毎年〇月中において理事会の議決により招集しなければならない。
第三十二条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)
第三十三条 組合会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第三十四条 組合会においては、出席した議員の三分の二以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第二十七条第一項に掲げる事項については、この限りではない。

(組合会議長、副議長)

第三十五条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。
2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第三十六条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が署名しなければならない。

第七章 役員及び職員

(役員の定数)

第三十七条 理事の定数は、〇名とする。
2 監事の定数は、〇名とする。

(理事長)

第三十八条 理事のうち一名を理事長とし、理事がこれを互選する。
2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第三十九条 理事のうち一名を副理事長とし、理事がこれを互選する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第四十条 理事のうち〇名を常務理事とし、理事がこれを互選する。
2 常務理事は、常時、組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第四十一条 理事及び監事の任期は、三年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第四十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、三月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第四十三条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されるときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第四十四条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第四十五条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第四十六条 役員に報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。
(役員解任)

第四十七条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から一週間前までにその請求に係る役員に第一項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第四十八条 この組合に次に掲げる職員を置く。

一 事務長

一人

二 〇〇

〇人

三 〇〇

〇人

四 前各号以外の職員

〇人

2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

4 職員は、理事長が任免する。

5 職員は、事務長の事務を補佐する。

6 職員の給与は、理事長が定める。

第八章 理事会

(理事会の招集)

第四十九条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第五十条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

一 組合会の招集及び組合会に提出する議案

二 組合業務運営の具体的方針の決定

三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認められた事項

四 〇〇〇

五 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第五十一条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものと同じとみなす。

(理事会の議事録)

第五十二条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事〇名が署名しなければならない。

第九章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第五十三条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第五十四条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

一 保険料並びに使用料及び手数料

二 補助金

三 寄附金その他の収入

(特別会計)

- 第五十五条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。
- 2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第五十六条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
 - 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
 - 三 現金は、金融機関に預け入れること。
 - 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。
- (決算関係書類の提出、備付及び閲覧)
- 第五十七条 理事は、通常組合会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員は、いつでも、理事長に対し、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第五十八条 組合員は、総組合員の三分の一以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十章 支部

(支部)

第五十九条 組合に支部を置くことができる。

- 2 支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第十一章 雑則

(規則及び規程)

第六十条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第十二章 罰則

第六十一条 組合は、組合員が法第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を課す。

第六十二条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の間問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過怠金を課す。

第六十三条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第六十四条 前三条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第六十五条 第六十一条から第六十三条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 年 月 日から施行する。

(規約の廃止)

2 ○○国民健康保険組合規約(昭和 年 月 日)は廃止する。

(役員等に関する経過規程)

3 この規約施行の際に理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれ、この規約の規定により選任されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の例によるものとし、旧規約の規定により選任された日から起算するものとする。

(組合員に関する経過規定)

4 この規約施行の際に組合員である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。

(療養の給付の期間に関する経過規定)

5 療養の給付は、昭和四十年三月三十一日(昭和 年 月 日)までの間は、同一の疾病又は負傷及びこれによって発した疾病に関しては、これを開始した日から起算して三年(年)を経過したときは、行わない。

6 平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置（被保険者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第十一条の規定の適用については、同条中「三十五万円（〇万円）」とあるのは、「三十九万円（〇万円）」とする。

（延滞金の軽減の割合）

7 第二十三条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則

（施行期日）

1 この規約は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の第十八条の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。